

令和5年度

焼津市多電力使用事業者支援事業補助金

# <申請の手引き>

令和5年7月 作成

焼津市 経済部 水産振興課

## 1. 事業の目的

本事業は次の目的のために実施します。

- ・昨今の物価高騰・電気料金上昇等の影響を受ける市内中小企業者等の事業支援

## 2. 補助の対象

### (1) 補助対象者

焼津市内に主たる事業所を有する下記の者。主たる事業所を有するとは本店登記があること、又は住民登録があることを指します。

※履歴事項全部証明書等の「本店」欄が焼津市内の事業者様が対象です。

#### ①中小企業者

下表に掲げる法人及び個人（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）

業種	資本金の額又は出資の増額	常時使用する従業員数
製造業等 (運送業・建設業等を含む)	3億円以内	300人以内
卸売業	1億円以内	100人以内
サービス業	5千万円以内	100人以内
小売業	5千万円以内	50人以内

#### ②協同組合

水産業協同組合法、農業協同組合法、消費生活協同組合法、中小企業等生活協同組合法に規定する協同組合。

## (2) 補助対象経費

令和5年1月分から同6月分の電気料金

電力使用量が下表のいずれかに該当する場合に補助対象となります。

対象	要件
令和5年1月～同6月分の電力使用量の合計	500,000kWh以上
令和5年1月～同6月分のいずれかの月の電力使用量	100,000kWh以上

※本事業に対して、国、県等の助成を受けている場合は補助対象外とします。

## (3) 補助額

(2)の補助対象経費に係る電力使用量(kWh)の合計に3.68円を乗じ、さらに0.5を乗じた額とします(千円未満切り捨て)。上限は50万円(協同組合は200万円)です。

<算定例>

$500,000\text{kWh} \times 3.68\text{円} \times 0.5 = 920,000\text{円}$  上限50万円のため、補助額は50万円

## 3. 申請の手続き

### (1) 申請書の提出

申請するときは、次に掲げる必要書類を焼津市水産振興課宛に提出してください。

<申請時必要書類のチェックリスト>

チェック	必要書類
	交付申請書兼請求書【第1号様式】
	令和5年1月～6月分の電力使用量が確認できる書類の写し
	(法人の場合) 登記事項証明書
	(個人事業者の場合) 開業届出書の写し
	電力使用量を家事案分している場合は、それが分かる確定申告書関係書類の写し
	その他、市長が必要であると認める書類

※交付申請書兼請求書には代表者印（個人事業者の場合は実印）を押印してください。

※「〇月請求分」欄、または「使用期間」欄で1月～6月の使用が確認できる領収書等をご用意ください。

<参考> 中部電力(株)の書類

電気が使用量のお知らせ  
0001111223344 01  
0400001111223344000000  
平成xx年 1月分  
ご使用期間 12月 1日～ 1月 31日  
ご使用日数 34日  
ご使用量 320kWh  
内訳  
当月指示数 1000  
前月指示数 680  
差 引 320  
前年同月実績 (35日前) 320kWh  
契約容量 30A  
2月分の  
ご使用量  
ご使用期間 2月 1日～ 2月 28日  
平均消費電力量 (kWh) -3=00kWh/kWh

前月分電気料金のお知らせ  
0001111223344 01  
平成xx年 12月分  
ご使用期間 11月 20日～ 11月 30日  
ご使用量 320kWh  
電気料金 7,924 円  
消費税等附加税 (税込) 566円  
電気料金  
基本料金 822円40銭  
電灯料 2,481円60銭  
力率料 4,514円40銭  
電圧料 559円40銭  
経費調整額 -1,004円80銭  
その他  
口振込手数料(銀行) 54円00銭  
内:手数料 505円  
当月平均消費電力量 (kWh) -3=14kWh/kWh  
前年同月実績消費電力量 (kWh) 1758kWh/kWh

## (2) 提出期限

令和 5 年 9 月 29 日 (金) 厳守

※予算の範囲を超えた場合は、期限前に受付を終了することがあります。

## (3) 提出方法

①焼津市役所 6 階経済部水産振興課窓口へ提出

②郵送 (提出期限必着)

送付先：〒425-8502 焼津市本町 2 - 1 6 - 3 2 焼津市水産振興課 宛

③電子申請

## 4. 補助金交付の決定

### (1) 交付決定及び確定

申請を受付後、速やかに審査を行います。

交付を決定した場合は、交付決定兼確定通知書【第 2 号様式】を送付します。

## (2) 支払い

支払い手続きは交付決定及び確定後に行います。

交付申請書兼請求書に記載いただいた口座に補助金を振込いたします。

## 5. Q & A

---

Q 1. 電力使用量の書類を紛失したがどうすればよいか？

A 1. 電力会社に再発行していただくか、それが出来ない場合は紛失した月分を除いて申請することは可能です。

---

Q 2. 焼津市に工場を有しているが、申請の対象となるか？

A 2. 本店が焼津市内にある場合のみ対象となります。

---

Q 3. 学校、病院、老人ホームは、申請の対象となるか？

A 3. 中小企業基本法の中小企業者に該当しないため、対象となりません。ただし、個人開業医は対象となります。

---

Q 4. 工場（店舗）ごと、電力使用量が分かれているがどうすればよいか？

A 4. 事業に係る市内の工場（店舗）の電気使用量を合計して計算します。

---

Q 5. 自宅の電気料金と一緒に支払っているがどうすればよいか？

A 5. 確定申告時の家事案分に基づいて計算し、事業分のみを申請してください。